

平成28年 5月31日

天理市長 並 河 健 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 川 崎 祥 記

天理市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年 4月28日付け天市第37号で諮問のあった件について、別紙のとおり  
答申します。

## 1 審議会の結論

本件については、公益性があると認められ、電子計算機の結合を行っても差し支えない。ただし、個人情報の管理について万全を期し、利用時の個人情報の安全な取扱い等についての周知を適切に行うことを要望します。

## 2 審査の内容

天理市個人情報保護条例第9条第1項第2号への該当について

### (1) 「市民の福祉の向上又は公益上の必要がある」かについて

コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）における住民票の写し及び印鑑登録証明書（以下「証明書等」という。）の交付の実施に伴い、曜日や時間を問わず外出先や勤務先の最寄りコンビニでも証明書等を取得することができることから、住民にとっては、利便性の向上が期待できるとともに、本市の窓口での交付手続の効率化も図ることが期待できるため、本規定に該当すると認める。

### (2) 「個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない」かについて

通信の安全性について、本市と地方公共団体情報システム機構（J-L I S）が運営する証明書交付センターとは自治体間を結ぶ専用回線である総合行政ネットワーク回線（L G W A N）で接続され、コンビニ店舗等のキオスク端末、E Cセンター及び証明書交付センター（以下「キオスク端末等」という。）の間も他の回線と遮断された専用回線で接続され、通信で用いられるデータは暗号化され、かつ、キオスク端末等に蓄積されないこととされている。

また、本市と証明書交付センターを運営するJ-L I Sとは、個人情報の保管、管理等について紙媒体では一切行わない等の個人情報の適切な取扱いについての契約を締結しており、キオスク端末の操作は、画面上に表示される案内に従って全て本人のみで行うこととされている。

以上のことから、個人情報に関する保護措置については妥当であると考えられるが、今後、利用時の操作方法のみならず、情報管理に係る意識の向上も含めた周知を適切に行うことを要望し、当該電子的結合の実施については認めるものとする。

(別紙)

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成28年 4月28日	・実施機関から諮問を受けた。
平成28年 5月11日	・事案の審議を行った。
平成28年 5月31日	・実施機関に対して答申を行った。

天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

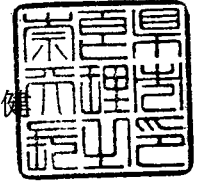
(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	
あきかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	※欠席
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 ゼネラル・プロデューサー兼クロスメディア局長	副会長 ※欠席

天 市 第 37 号  
平成28年4月28日

天理市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

天理市長 並河



天理市情報公開・個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

天理市個人情報保護条例第9条第2項の規定に基づき、下記内容について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 内容

住民票の写し等の証明書のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）交付サービスによる手続きの電子化を行う為の情報システムを利用することについて、実施機関以外の者である、「サービス運営主体」が管理する電子計算機と通信回線により接続し、個人情報を受信する。

2. 事業の目的

「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」について、個人番号（マイナンバー）カードを利用して、市役所開庁の時間や曜日などを気にせず、住民の生活に合わせた柔軟なタイミングで、全国のコンビニでの交付を可能にし、住民の利便性向上と行政サービスのさらなる効率化を図る。

3. 事業の開始予定期間

平成28年8月から開始の予定

4. 個人情報の管理方法

天理市情報セキュリティポリシーに則り、以下のとおりセキュリティ対策を施すものとする。

- ①個人情報の秘密保持義務について、契約を締結する。
- ②各種安全対策等を適切に行わせるものとする。
- ③契約上の履行に従事する者以外が個人情報にアクセスできないようパスワードを設ける（暗号化処理）など適切な措置を講じるものとする。

5. 添付資料

別紙添付